平成２２年（フ）第４９９号
兵庫県加古川市平岡町土山74番地の16
破産者　坂田　規夫
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２９号
兵庫県美方郡新温泉町正法庵14番地の３
破産者　山本　雅仁
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
兵庫県美方郡新温泉町正法庵14番地の３
破産者　山本由美子
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第５３号
兵庫県豊岡市城崎町飯谷97番地
破産者　長澤　和良
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第１１８号
鳥取県鳥取市青谷町青谷5733番地
破産者　徳安　壮一
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８６５号
広島市西区庚午北４丁目５番７―102号
破産者　今井　博子
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１３号
広島県福山市津之郷町大字津之郷186番地168
破産者　増田　悦子
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第９２号
熊本市島町４丁目12番18号
破産者　丸山　正美
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第９３号
熊本市島町４丁目12番18号
破産者　丸山紀代美
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４８７号
熊本市花立１丁目１番22号
破産者　藤木　賢治
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７８号
札幌市豊平区美園８条２丁目１―17―301、住民票上の住所北海道伊達市舟岡町24番地62
破産者　小松　文雄
1　決定年月日　平成23年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第３０８号
北海道空知郡上富良野町泉町２丁目４番24号コーポシーマ203号室
破産者　津田　信一
1　決定年月日　平成23年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０２号
青森市松原３丁目２番４号　コーポ本郷３号、開始決定時の住所青森市旭町３丁目14番20号
破産者　小形　晃一
1　決定年月日　平成23年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３５１号
盛岡市中堤町30番46号
破産者　渡部佐知子
1　決定年月日　平成23年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２９５号
埼玉県比企郡吉見町大字長谷971番地29
破産者　大島　康敬
1　決定年月日　平成23年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３８７号
埼玉県大里郡寄居町桜沢2571番地１　ソレアード・カーサ101
破産者　田島　幸子
1　決定年月日　平成23年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１５３０号
横浜市鶴見区駒岡２丁目18番12―405号
破産者　神谷　賢一
1　決定年月日　平成23年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８号
長野県上田市小泉987番地５、開始決定時の住所長野県上田市上野16番地13
破産者　田中　東作
1　決定年月日　平成23年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第９７号
岐阜県羽島市舟橋町７丁目26番地　ハッピーハウスⅠ、住民票上の住所岐阜県大垣市波須２丁目120番地
破産者　坂　　辰夫
1　決定年月日　平成23年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係